

信州大学医学部附属病院臨床研修指導医細則

(目的)

第1条 この細則は、信州大学医学部附属病院臨床研修運営内規（以下「運営内規」という。）第15条第3項に基づき、臨床研修における指導医の定義と役割について定める。

(指導医要件)

第2条 信州大学医学部附属病院（以下「本院」という。）の指導医は、研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有していなければならない。

- 2 臨床経験7年（84月）以上の医師で、原則として厚生労働省の開催指針に則って実施された臨床研修指導医講習会を修了していること。
- 3 指導医は、病院長が委嘱する。

(役割)

第3条 各研修分野に研修医を直接指導担当する指導医を置く。

- 2 指導医は、厚生労働省の定める臨床研修制度の基本理念及び到達目標を理解し、かつ本院の臨床研修の理念及び各分野の研修目標を理解した上で、指導を行う。
- 3 指導医は、研修医が医師としての基本的な臨床能力を身につけて生涯にわたり継続的に自己研鑽できるように促し、援助しなければならない。
- 4 指導医は、研修医の研修状況（到達度、精神的身体的状況）を把握し、研修環境に配慮して教育、指導を行わなくてはならない。
- 5 指導医は、担当する研修分野において、研修期間を終了した時点で速やかに研修医の研修評価を行う。
- 6 指導医は、研修医が臨床研修継続に支障をきたすような状態にあるか、またはその可能性があるかと判断した場合には、その旨を卒後臨床研修管理委員長に報告するものとする。

(責任体制)

第4条 指導医の指導のもとに研修医が行った診療行為に対しては、指導医がその責任を有する。

- 2 指導医は、指導医不在時の連絡方法等指導体制について、明確にしておかなければならない。

(支援)

第5条 本院は、指導医に対し、次の各号に掲げる必要な支援を行うものとする。

- 一 指導医が、円滑に研修医の指導、教育が行えるように環境の整備を行う。

- 二 指導医が、研修指導を行う上で発生した諸問題については、卒後臨床研修管理委員会を窓口として対応する。
- 三 指導医が、何らかの事情により指導を行えなくなった時には、当該指導医への支援援助（精神的支援も含む）を行う。その際、当該指導医が指導する研修医に対して、病院長が新たな指導医を委嘱することを妨げない。

附 則

この細則は、平成 29 年 11 月 3 日から施行する。